

新しい法律のご紹介 (第 14 回)

介護保険法施行から 1 年—課題と展望

2001年5月

宮内法律事務所

E-mail miyauchi@pure.ne.jp

今回は、介護保険法を取り上げてみましょう。1997年12月に成立した介護保険関連3法は、昨年2000年4月から施行されました。もう、旧制度には戻ることはできません。介護保険制度の特色は次のものです。

- ①「介護の社会化」
- ②「措置から契約に」
- ③「施設介護から在宅介護へ」
- ④「福祉サービスに市場原理の導入を」

しかし、施行後1年を経て様々な問題点が指摘されています。

- ①については、「資産も家族もなく、限られた年金で暮らす高齢者に1割負担を求めることにより、必要なサービスが提供されていない」、「介護保険が使えないため、医療保険で『社会的入院』をせざるを得ない人が多くいる」「家事援助の範囲が限定的である」
- ②については、「要介護認定がある以上、自由な契約ではない」、「痴呆で判断能力が低下し、身よりもない人は、契約を結ぶことができない」
- ③については、「保守的な地方では、未だに介護は家庭で、女性がすると考えるところが多い」「多くの市町村では介護サービスの利用実績が予算を下回り、在宅サービスを控える傾向がある」
- ④については、「小さい自治体には民間事業者はなかなか入ってこない(地域差問題)」「介護のサービスの質が低い、あるいは、介護空間は密室のため、その質を確保することができない」等々です。

そこで、これらを踏まえて、私たちは、次のような課題の解決が重要と考えています。

- ① **silent** 高齢者をなくすことです。利用方法が理解できない、身寄りがないため、本来介護を受けられる人が取り残されている可能性があります。自治体のプライバシーに配慮した後見的な役割が期待されます。
- ② 男性の介護への関わりです。高槻市長の例がまだニュースになるようではまだまだです。介護は国民全員が参加する共同作業なのです。そのための社会基盤整備が必要です。
- ③ 平等な介護サービスを実現するために、一体「介護を受ける人とはどのような人か」をもう一度論ずることです。これにより、1割負担問題、特定疾患問題への改善を図ることになります。
- ④ 法的なサポートシステムとして、一部の業種だけでなく、横断的なグループが必要です。これにより初めて、介護の目指す全人格的サポートが可能となります。
- ⑤ なによりも大切なことは、介護保険法は、よりよい老後を送るための一つの tool にすぎません。介護は、要介護者を社会全体で受け入れることを意味します。それは、国民それぞれの意識の問題から、社会的基盤の整備、教育問題まで多岐にわたる問題です。QOL (quality of life、生活の質) とは何なのかを考え、制度作りに意見を発信していくことが必要です。

これからは、持っている力の120%を目指す、「がんばる社会」より、力の80%で介護をするような、介護をする者・受けるものがゆとりを持てる、「がんばらない社会」が求められています。